

主要記事の要旨

森林・林業施業法制概説 —特に森林の自然保護に留意して—

小林 正

- ① 江戸幕藩制下の林野は、藩営林、農用入会林、部分林、私営林の形態がみられた。明治新政府は、初期には森林管理政策を樹立できず、様々な試行錯誤を重ねたが、体系的な森林法制は明治30年森林法の成立を待たなければならなかった。同法の特徴は、国土保安のための保安林制度（現在の保安林もほとんど同内容）と、林野秩序の維持のための森林警察制度にあった。しかし、明治30年森林法ではその後の木材需要の増大に応えられず、産業法としての性格を強化した明治40年森林法が制定された。
- ② 戦中・戦後の乱伐等による森林の荒廃の回復のために、「森林の保続培養と森林の生産力の増進」を図る目的で昭和26年森林法が制定された。同法の特徴は、森林計画制度、保安施設制度（保安林制度・保安施設地区制度）、森林組合制度にある。その後の経済発展の中で木材需要は急増し、林業生産への積極的・強力な施策が必要となり、昭和39年には、森林資源の確保・国土の保全等の林業政策の目標を明確にし、目標達成のための基本的な施策を示すことを目的とした林業基本法が制定された。
- ③ 昭和40年代後半以降、国産材は輸入材との価格競争力を失い、林業は縮小し、それまでの林業総生産の増大という概念では対応できなくなった。また、国民の森林への期待も自然環境保護等に向けられるようになった。こうした中で、林業基本法が改正され、「森林の有する多面的機能の発揮」、「林業の持続的かつ健全な発展」を森林・林業施業の基本理念とした「森林・林業基本法」として政策転換が図られた。森林法も林業基本法の改正に伴い、森林・林業基本法の基本理念を実効性あるものとするため、森林の多面的機能の発揮を主眼とするものに改正された。
- ④ 森林・林業基本法、森林法の目的を具体化するための森林計画制度は、森林・林業基本計画（政府）→全国森林計画（農水大臣）→地域森林計画（都道府県知事）→市町村森林計画（市町村）等であり、計画ごとに具体的施策が展開される。
- ⑤ 森林・林業政策や法制を巡る議論では、その目的（林業総生産重視と公益的機能重視の対立）、林業の経済的自立性（国際競争力を持つ林業の育成と公的補助等による林業維持の重視の対立）等の「立場の相違」を理解した上での議論が必要である。「立場」を意識しない「すれ違い」、「かみ合わない」議論も多い。法制度を巡る問題点としては、森林・林業行政が「通達」によって行われている場合も多いことを挙げ得る。例えば「林道規程」である。こうした行政は今後検討されるべきであろう。また、森林の多面的機能の中で、林業の発展と森林の自然保護は、理念的には両立可能であろうが、実際には対立・相克関係が生じやすいと思われる。これらの施策の優先順位を明確にする法制度の検討も必要であると思われる。

主要記事の要旨

スイスの「経済に関する国の供給政策」と農政改革 —備蓄政策を中心として—

樋口 修

- ① 2007年10月17日、スイスの連邦参事会（内閣）は、連邦国民経済省から提出された報告書「責任在庫政策2008-2011」を了解した。この報告書は、今後4年間のスイスの備蓄政策の内容と共に、現在のスイスの、資源供給に関するリスクの状況認識を示すものである。本稿では、この報告書の内容を中心に、現在のスイスの「経済に関する国の供給政策」（その中心的政策手段は、備蓄政策である。）と、農業政策の概要を紹介する。食料・農業政策の分野では、スイス農業は我が国の農業と類似する課題に直面している。食料自給率は、我が国と同様低く、輸入農産物への依存は、国内への食料供給リスクを高めている。
- ② 市場に混乱が生じ、食料等の重要な物資・サービスの供給危機が生じた場合等には、当該物資・サービスの保障が、連邦政府の任務となる。この目的で連邦政府が市場経済に関与して行う政策が、経済に関する国の供給政策である。その政策目的は、1980年の連邦憲法改正によって、国防政策から経済政策の領域に拡張され、今日では、冷戦の終結等に伴い、ますます経済政策としての性格を強めている。
- ③ 経済に関する国の供給政策の中心を構成する制度が、備蓄（特に義務的責任在庫）の構築である。今日のスイスでは、食料・エネルギー・医薬品の3分野について、義務的責任在庫が保有されている。食料分野については、約4か月分の消費量を充足する義務的責任在庫が構築されており、供給危機が発生した場合には、その他の、経済に関する国の供給政策の政策手段と併せて、一人一日あたり2,300kcalの最小食料要求量を、6か月間確保することが目標とされる。
- ④ 冷戦の終結以降、1990年代後半から2000年代前半にかけて、スイスの経済に関する国の供給政策と責任在庫は、特に財政上の理由から、大幅にその規模を縮小した。責任在庫の品目と数量が削減され、また、経済に関する国の供給政策を実施する組織が縮小再編された。
- ⑤ 食料に関する緊急事態対応策は、中・長期的には食料自給力の維持、すなわち農業政策に帰着する。経済に関する国の供給政策と責任在庫の規模が縮小しているため、食料供給の確保に関して、農業政策の占める役割が高まっている。現在のスイスの農業政策である「農業政策2011」では、単に農業生産力を潜在的に保持するだけでなく、市場において持続的な農業生産を実現することによって、連邦憲法第104条に掲げられた農業の果たすべき役割が達成できるとし、スイス農業の競争力強化を通じて、その目標の実現を図っている。
- ⑥ スイスの備蓄政策との比較に供するため、現行の我が国の主要な備蓄制度及び備蓄量の概要について付記した。